



焼岳 撮影者：津田浩克

おめでとうございます
あけまして



新年、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は、国内のM&A市場が活況でした。当事務所においても、M&Aに関するご相談が多数ありましたので、身をもって感じております。

昨今の後継者不足を背景に、M&Aの件数は年々増加しています。後継者不足という問題は非常に深刻で、後継者がいなければ、最悪の場合、そのまま会社をたたまざるを得ないこともあります。そのような問題を解決する一つの手法として、M&Aが用いられてきました。会社を売却することにより、売り手企業は後継者を買い手企業に委ねることができ、他方で、買い手企業はシナジー等により自社の企業価値を高めることができます。このように、本来的に、M&AはWIN-WINの関係性を前提に成り立っています。

しかし、昨年は、M&A市場の活況に伴い、大きな問題も起こりました。いわゆる悪意のある買い手が次々と企業の買収をしたもの、買収先の企業から資金を抜き取り、その結果、資金繰りを急激に悪化させ、また、買収時に約束をしていた元代表者の経営者保証の解除もしておらず、資金繰りが悪化し経営難になった企業は事業そのものの継続が困難となり、その保証の責任が元代表者のもとにいくことになってしまったというものです。

このようなことが起こってしまった背景には、市場の急速な拡大にルールが追いついていなかったことが一つの要因と考えられます。この問題を受けて、早速、一般社団法人M&A仲介協会は悪質な買い手企業を登録した「特定事業者リスト」を作成し、中小企業庁は「中小M&Aガイドライン」を改訂しています。

市場の成熟と相まって、徐々にルールが確立・厳格化していくことは世の常ではあります、これだけで、すぐにすべての問題が解決するわけではありませんし、M&Aにおいては、まだ認知されていない問題が多々存在する可能性もあります。

本年においても、M&Aの件数は増加傾向のまま変わらないものと思います。当事務所では、このような問題に対応できるように、M&A市場の動向に注視しつつ、より一層高いリーガルサービスを提供できるように研鑽に励む所存です。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和 弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩
弁護士 黒田祐史 弁護士 和田知彦 弁護士 杉田峻介 弁護士 池田健人 弁護士 室谷悠子
弁護士 平林佳江子 弁護士 中江友紀 弁護士 吉川 叶 弁護士 永田 駿
弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 佐用理紗／事務局一同

留学記

弁護士 平林 佳江子

1はじめに

2021年6月から約3年間、事務所での仕事を離れ、アメリカに約1年間とオランダに約2年間の海外留学をし、本年7月初旬に帰国し、8月から当事務所での執務に復帰致しました。3年間の海外生活は本当に目まぐるしく、大変ではありましたが、同時にこれ以上ないくらい充実して勉学に励むことができた貴重な時間もありました。

2 デューク大学ロースクールへの留学

当初、2020年の夏からアメリカ留学を予定しており、前年の2019年からTOEFL(留学に必須の英語力判定試験)を受験し始めました。2019年の夏は子どもを出産した時期でもあり、子どもを心配しながら家を出て、受験終了後は急いで家に帰ったのは今では懐かしい思い出です。幸い、2020年1月にデューク大学ロースクールLLM(法学修士課程)から合格通知をもらうことができました。

その後、2020年の世界的なパンデミックにより1年間留学を延期し、ようやく2021年6月下旬に、夫と当時2歳になる前の子どもと一緒に渡米が実現しました。今はどの空港もインバウンドにより活気がありますが、当時は多くの免税店も閉まっていたり、羽田空港の暗く静かな国際線ターミナルからアメリカへ飛び立ちました。

デューク大学ロースクールは東部ノースカロライナ州にあり、バスケットボールで有名な大学でもあります。当事務所において国際家事事件を多く経験していたこともあり、家族法を選択し、その担当教授とはアメリカ生活全般について色々と教えていただいたり、家族概念の日米の違いなどについても教授室で熱く議論をさせていただいたり、非常にお世話になりました。また、アメリカ法のみならず、国際法、国際人権法の授業も受講しました。さらにクリニックといって、実際にStudent Lawyerとして活動することができる授業も履修しました。私が履修したのはChildren's Law Clinicで、具体的には自閉症やADHD等をもつ子どもたちが、よりよい教育環境を求めて学校側と交渉していく際の代理人となることが求められるものでした。アメリカでは、インクルーシブ教育が進んでおり、Special Needsがあると判断された子どもたちは、学校と教育委員会に対して、特別な配慮措置を具体的に求めていくことができます。学校側は資金や資源がないことを理由として特別な配慮の実施を拒否することはできません。学校側、親、専門家が一緒になって、Individualized Education Program (IEP) meetingsが開かれ、その子どもにとってどのような措置が必要かを議論します。私は実際に、担当教授の指導の下、8歳の自閉症の男の子の代理人として、

IEP meetingに出席するなどして学校側と交渉を行いました。私は日本において弁護士の経験がありますが、異なる法体系・文化の国で、学生という立場でありながら子どもの代理人として活動できたのは非常に貴重な経験となりました。



デューク大学のチャペル 撮影者:平林佳江子

3 ライデン大学ロースクールへの留学

年が明けて2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻し、国際社会で大きな問題となりました。この頃履修していた国際法の授業では緊急にこの問題をトピックとして取り扱い、メディアの多くが連日ロシア・ウクライナ戦争のことを報道していました。

そのような中、デューク大学卒業後も、もっと国際人権法を、できれば子どもと武力紛争の問題について勉強と研究をしたいと思うようになりました。そこで、オランダのライデン大学ロースクールに国際的な子どもの権利を学べるプログラムがあることを知り、急いで出願書類をそろえ、留学2年目はオランダへ渡ることを決めました。

オランダでの生活は2022年9月から始まりました。オランダは住宅難で、賃貸物件を見つけることは容易ではありません。1件の募集が告知されると50以上もの申し込みがあると言われています。私もオランダに渡る前からインターネットを駆使して家を探していましたが、結局見つけられないまま家族で渡蘭することになりました。オランダに着いた日の翌日から、不動産屋を実際に回り、自らの履歴書やアピールする文書を不動産屋に送るなどして、ようやく1か月後に落ち着けるアパートを借りることができました。それまでの間は、民泊やホテルを転々としながらロースクールに通い、今振り返っても結構大変な毎日でした。12月になり、オランダ生活のセットアップを手伝うため一緒に渡蘭してくれていた夫が仕事のため日本に帰国したので、ここから子どもと二人での海外生活がスタートしました。

ライデン大学ロースクールではInternational Children's RightsというLLM課程に所属し、国際的な子どもの権利について学びました。基本的には子どもの権利条約を中心に、子どもの人権を保護するための国際的な枠組み、各地域の枠組み、気候変動と子どもの人権、国際私法上の子どもの権利(ハーグ私法条約)、子どもと武力紛争等について学びました。同じ課程に属する生徒は世界各国からの留学生22名程度で、毎回のようにプレゼンテーション等のチー



ライデンの街並み 撮影者:平林佳江子

ムで行う課題があり、今でも頻繁にやりとりをする濃い人間関係を築くことができました。試験や修士論文の締め切り前は徹夜をするなど大変な時期もありましたが、論文はウクライナの子どもの教育を受ける権利について書き、優秀論文の一つに選ばれることができました。

4 国際刑事裁判所での勤務

武力紛争と人権の問題に興味を持ったことから、ライデン大学ロースクール卒業後、2023年11月から2024年4月末までの6か月間、オランダのハーグにある国際刑事裁判所(ICC)の裁判部の賠償(Reparation)チームにおいて、客員専門家(Visiting Professional)として、裁判所命令を作成する仕事に携わりました。国際司法裁判所(ICJ)が国家間の紛争を解決する場であるのに対し、国際刑事裁判所は、個人の戦争犯罪や人道に対する罪等を裁く場です。裁判部のReparationは、賠償命令、すなわち有罪の判決と量刑の判決がすでに出ていた件につき、最後に当該犯罪の被害者たちにどのような賠償をするかについて決定するところです。私は、ウガンダのケースの賠償命令作成に携わり、子ども被害者に



国際刑事裁判所(ICC) 撮影者:平林佳江子

奄美あすなろだより

サマークラーク生を受け入れました
弁護士 佐用 理紗

令和6年9月と10月に、それぞれ一人ずつ、サマークラーク生(研修生)を奄美支所でも受け入れました。今回来てくれたサマークラーク生は、いずれもロースクールを修了して司法試験を受験し、合格発表を待っている修了生でした。

移動もあったので、奄美支所での研修期間は各3日程度と短かったのですが、サマークラーク生には、法律相談に同席してもらったり、現地調査に同行してもらったりしました(ご相談者の皆様には快く同席を認めていただき、ありがとうございました)。離婚や遺産分割など家族に関するご相談、借入れに関するご相談などから、奄美ならではの土地に関するご相談など多岐にわたるご相談がありました。

中でも、土地に関するご相談に関しては、早急に対応する必要があり、サマークラーク生がいる3日の間で、法務局における登記に関する調査、市役所における戸籍に関する調査、現地での調査を全て終えて申立てまで行い、一連の流れをサマークラーク生にも体験してもらうことができ

についての賠償基準を定めた裁判所規範の修正作業及び損害論のドラフトに貢献しました。ICCの裁判官と命令書の方向性について検討する席に立ち会えたこと、2024年2月28日の当該賠償命令発出時に裁判所職員の一人としてICCの法廷に立つことができたことは、留学の集大成ともいえる経験となりました。

5 最後に

留学中の3年間は非常に大変な毎日でしたが、全力で取り組むことができました。各大学等へ行く際には必ず推薦状が求められましたが、デュークへは日本での出身ロースクールの先生と事務所の原弁護士に、ライデンへはデュークでお世話になった家族法の教授と国際人権法の教授に、そして国際刑事裁判所へはライデンでお世話になった現在の国連子どもの権利委員会委員長のAnn Skelton教授に推薦をいただき、常に誰かからの温かい応援をいただいて、新しい場へ送り出してもらうことができました。人のつながりとはとても大事なものだということを実感した3年間でもあります。

最後になりましたが、私の留学を応援してくれた家族と事務所メンバー、そして留学生活で私たち家族にかかわってくれたすべての人たちに、あらためて心から感謝を申し上げます。ガザやスー丹での紛争など、国際社会には取り組むべき課題が山積しています。今後も、武力紛争と子どもの問題をはじめとして、研究や勉強を続けていきたいと考えています。

また、大変でしたが、サマークラーク生は、実務に触れてやる気に満ち溢れている様子でした。

そして、私自身も、サマークラーク生の意欲の高さやフレッシュな感覚に刺激され、とても勉強になりました。

夜は、奄美の他の法律事務所の弁護士とも交流したり、ナイトツアーに行ったりしました。奄美の弁護士からは、島で働くことの意義、大変さなどを聞くことができ、ナイトツアーでは、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、トゲネズミなどの貴重種を観察することができました。勝手ながら、充実した奄美の体験をしてもらえたのではないかと思います。

また、今日(執筆当日)、奄美支所に来てくれたサマークラーク生が二人とも司法試験に合格していたとの知らせを受け、とてもうれしく思っています。

私自身も初心に立ち戻り、よき法曹になれるように努力していきたいと思います。



おがみ山からの眺め 撮影者:佐用理紗

隣国の春

弁護士 津田浩克



ああこーして弾くギター (アコースティックギター)

弁護士 池田直樹



昨年は、晩秋にしてようやく四国と九州の山に入る機会を得ました。徳島県と高知県境の三嶺、熊本県と宮崎県境の市房山。2000mに届きませんが、眺望に恵まれた良い山でした。今年は、東北の山行をご報告できたらと思います。

話は変わりますが、昨年のノーベル文学賞は韓国の女性作家ハン・ガンさんでしたね。たまたま昨年夏に、「韓国文学の中心にあるもの」(斎藤真理子／イースト・プレス)という本を読む機会がありました。その「まえがき」には、「海外文学には、それが書かれた地域の人々の思いの蓄積が表れている。隣国でもあり、かつて日本が植民地にした土地でもある韓国の文学は、日本に生きる私たちを最も近くから励まし、また省みさせてくれる存在だ。それを受け止めるための読書案内として、本書を使っていただけたらと思う。」とあります。近代韓国文学の読書案内を超えて、隣国の戦後史を文学の視点から描き出した名著だと思います。もちろんハン・ガンさんへの言及もあります。ぜひ、手にとってみてください。「ソウルの春」という映画も、同じ時期に観る機会がありました。韓国の大ヒット作。いずれの作品も、私の歴史認識の浅薄さを自覚させるものでした。

また、夏号でお会いしましょう。今年が、皆様にとって心穏やかに過ごせる年でありますように。

法虎会

弁護士 岩本朗



大阪弁護士会には、「法虎会(ほうこかい)」という熱狂的な阪神タイガースファンの会があり、古くから甲子園球場の年間シートの共同購入をしています。この会を仕切っている親しい先輩弁護士に強く勧誘されて、2024年シーズンから思い切って入会しました。年間でランダムに試合の割当がされるのですが、昨シーズンはCSを含めて9試合観戦することができました。親の影響を受けてすっかり立派なトラコ(かつ酒飲み)に成長した娘との観戦も何度か実現でき、父親冥利に尽くる楽しい経験でした。タイガースの成績は残念ながらシーズン2位、CSファーストステージで敗退でしたが、今年も熱い甲子園でストレス発散したいと思います。

日米の違い

弁護士 原正和



新年明けましておめでとうございます。2025年が皆さんにとって良い年になることを願っています。昨年10月、一昨年に続いて、ハワイでセミナーを開催させて頂く機会に恵まれました。前回は相続がテーマでしたが、今回は不動産について話をしました。ハワイの法律家等との交流を深め、より一層仕事の幅を広げるため、今後もこのようなセミナーを継続していくと考えております。ところで、ハワイでは、例えば、ファストフード(バーガーセット)が3000円以上、ペットボトルのミネラルウォーター1本が約400円、卵1パック(12個入り)が1300円以上と、日本との物価の違いにあらためて目を見張るとともに、ハロウィーンに対する取り組みの違いにも驚きました。町中やホテルはもちろんのこと、法律事務所や空港もハロウィーン一色でした。最近は、日本でも10月はハロウィーン仕様となっていますが、やはり本場は違うなどちょっと感心しました。

杉浦選手、 おめでとうございます!

弁護士 石飛優子



私が日本パラサイクリング連盟の役員を務めているご縁で、パリパラリンピック自転車女子個人ロードレースで金メダルを獲得した杉浦佳子選手が、表敬訪問に来てくださいました。

レースは終盤までもつれましたが、杉浦選手はゴール直前の上り坂でスパートをかけ、ラストのスプリント勝負で他の選手を振り切る見事なレース展開で、二大会連続の金メダルに輝きました。

自転車競技でトップオブトップの杉浦選手ですが、今でも、大会前は不安な気持ちになり、逃げ出したいと思うこともあるとおっしゃっていて驚きました。

厳しいプロスポーツの世界で、長年、自分自身と戦う杉浦選手、これからも応援しています。

平和を願いつつ

弁護士 室谷悠子



イスラエルとiranが戦争を始めたことや、北朝鮮兵士がロシア軍とともにウクライナで戦闘をしているニュースに衝撃を受けています。世界の国々がどんどん戦争に巻き込まれるなかで、日本は今まで平和であり続けられるのでしょうか。近しい人が戦争に行くのを見送ったり、焼夷弾から逃げたという祖母のようにミサイル攻撃に怯えて生活をすることが自分にあるかもしれない不安になる日が来るとは思いも及びませんでした。

世界大戦を踏み留まる観智を人類が持っていることを祈りつつ、日本を焦土としないために一市民ができるることは何だろうと考えたりしています。

将来の不安は考えるときませんが、今を精一杯生きるのも大事ですので、今年もみなさまとともに頑張ろうと思います。

あけましておめでとうございます



ホームページの改定

弁護士 齊藤優摩



現在の当事務所のホームページを作成したのが2007年になります。この年は、ちょうど初代の「iPhone」が発売された年で、まだスマートフォンが普及していないかったため、当事務所のホームページは、スマートフォン表示に対応をされていないなど、いくつかの問題点を抱えたまま、17年が経過しております。

そこで、この原稿執筆時(11月時点)で、当事務所のホームページの全面改定作業を行っております。改定後のHPの公開は年明け以降になりますので、このニュースレターが皆様のもとに届く頃は、まだ改訂前のものになろうかと思います。今の時代、ホームページはいわば企業(事務所)の顔となるものです。構成や文書一つとっても悩ましいことが多々出でます。(予定通り進んでいくことを祈りつつ、)そのような紆余曲折の集大成?が近々出来上がる予定ですので、気が向いた時にでも、当事務所のホームページをご覧いただけますと幸いです。

イチゴ栽培

弁護士 黒田祐史



自宅でイチゴの栽培を始めました。植物を自宅で育てるのは小学生以来です。

子どもの頃はあまり何も考えずに育てていましたが、大人になってみると水やりの量や頻度、日当たり、風通し、葉かき等色々考えることがあります。子どものときは感じることが無かった楽しさを感じるのと同時に、仕事として日々真剣に作業しておられる農家の方々の偉大さに気付くことができました。

育て始めた時は毎日喜んで水やりをしていた子どもも今は完全に飽きてしまっています。甘いイチゴをたくさん収穫して、子どもが希望するイチゴムースが作れるよう、日々孤軍奮闘しているところです。

料理をする生活

弁護士 和田 知彦



教える立場

弁護士 杉田 峻介



奄美 美でいつも夕ごはんを食べていたお店が今年の4月で閉店してしまいました。

仕事終わりに行くと、必ず知っている人がいて、仕事から解放されて落ち着ける空間でした。

お店が閉店してからは、自分で料理をする機会が増えました。お店でいつも使っていた器を譲っていただいたので、その器に盛りつけています。

食材を買いに行くと、改めて、奄美では季節ごとの野菜や果物や南西諸島特有の食材が目につきます。大阪では、売り切れもほとんどなくたくさんの食材があふれていることを感じます。学生時代、沖縄料理のお店でアルバイトをしていたので、最近は沖縄の料理をよく作っています。今はすぐに色々な方法でレシピを調べたり、調理の動画を見たりすることができるので、ひと手間の意味が分かって便利な時代になったものだと感じています。

今年も、自分で料理を作つて食べる生活を続けられるように心がけたいと思っています。



一生の宝物

弁護士 平林 佳江子

あけましておめでとうございます



2 -3頁において、私の留学記なるものを執筆させていただきました。日本に帰ってきてから半年以上が経過した今でも、親の私は楽しい思い出としていつまでも様々なことを覚えているのですが、子どもの方は私が「オランダでのことがあったよね」と言っても、覚えていないことが多い、オランダにいたことやお友達の名前は覚えているものの、細かい出来事についてはどんどんと忘れていくってしまっていることが少し寂しくもあります。子どもはどんどん前に進みますが、大人は後ろを振り返ってばかりですね。それでも、学校帰りや遊びに行った帰り道で疲れて眠ってしまった子どもを、重い重いと言いながら抱っこしてライデンの街を歩いた思い出は、親の私にとっては一生忘れることのできない宝物です。



キャンプのススメ

弁護士 池田 健人



巷 ではキャンプブームが下火になりつつあると言われていますが、私は、休みを利用して定期的にキャンプを行っています。

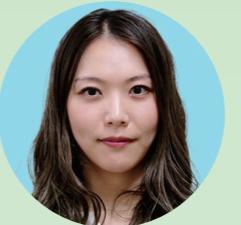
海、山、川などの大自然の中で、自分たちで作った料理を食べたり、満天の星空を見ながら焚き火をするなどの経験は、都会では得難い大変貴重なものだと感じています(デジタルデトックスにもなります)。

の中でも特にオススメのロケーションは琵琶湖の湖畔です。夕日が湖面に反射し、何とも表現し難い幻想的な色を映し出すあの光景は中々他では味わえるものではありません。

今は気軽にキャンプを始められるようになっていますので、是非皆さんも都会の喧騒から離れて大自然の中でリフレッシュされてはいかがでしょうか。

エシカルな消費

弁護士 中江 友紀



3 年前のニュースレターで、自宅でのペットボトル排出量を減らすようにしたという記事を書きました。他にもエシカルな取り組みとして、衣服など身に着ける物は、環境への配慮を強く意識するようにしています。

以前は流行や見た目で選ぶ傾向にありました。今は、サステナブル素材を扱うメーカーに限って購入したり、見た目が好きでも素材が環境に配慮したものでなければ購入を断念したりしています。また、持っている服や鞄はリペアのお店で直してもらって長く使用し、着ない服も廃棄せずリユースやリサイクルに活用されるよう下取りや回収に出しています。

素材や成り立ち、循環がもっと見える化して、エシカル消費がもっと楽しくなれば良いなと思っています。

ケナガネズミ

弁護士 佐用理紗



子ども中心の生活

弁護士 永田 駿



6年ぶり(?)の全力ダッシュ

弁護士 吉川 叶

先 日、大阪弁護士会の運動会に参加してきました。初めての参加だったので、少し緊張しましたが、大人も子どもも楽しめる素敵な運動会でした。また、とても大人数の参加者がいて、盛り上がっていました。

僕はリレーのアンカーを任せもらったものの、順位は変わらずでした。ちょっと悔しいので来年も走ります。現役ぶりに全力ダッシュをしましたが、運動会の日の夜には筋肉痛がきて、その後3日間も筋肉痛が残りました。足首の古傷にも痛みが出ましたが、なんだか昔を思い出して不思議な気分でした。今年は肉離れ等に気をつけたいと思います。

新 年あけましておめでとうございます。昨年9月に息子が生まれ、日々どんどん成長していく姿を目の当たりにしています。身長や体重が大きくなるだけでなく、物を目で追うようになったり、声を出すようになったり、体を横に向けるようになったりと、できることが増えていくのを見るのは楽しいですね。最近はよくおしゃべりをするようになり、言葉は通じませんが、息子とのコミュニケーションが一番の癒しになっています。息子の誕生に向けて色々な物を買ひそろえ、すっかり家が狭くなってしまいましたが、可愛い息子のためなので仕方ありません。とはいえ、まだまだおもちゃも少ないため、これから物が増えていく一方と考えると、引っ越しを真剣に検討しなければならないなと考えている今日この頃です。今年も家族皆が健康に過ごせると良いなと願うばかりです。

広報活動について

弁護士 中江 友紀



大阪弁護士会の広報担当として活動し、2年が経ちました。

弁護士会は公的な使命がある弁護士の団体ですので、企業が行う広報と異なる性質があるかもしれません、広報の主な思考過程や実践方法には共通する部分があると思っています。

広報は、一般に、活動内容を正しく社会に認識してもらい、認知や印象、信頼を構築していくことが本質といわれています。その基本的な実践方法は、「伝えたいこと」×「クリエイティブ」×「媒体」の掛け算により、いかに「ターゲット」に届くかが決まります。広報活動は日々この思考と実践の繰り返しですが、この掛け算がいかに絶妙かが広報効果を大きく左右すると感じます。

どの「媒体」を使うかについて、大阪弁護士会では、もともとFacebookとX(旧Twitter)のみの運用だったところ、LINEとYouTubeを追加で運用するようになりました。SNSによる広報は、アカウントを取得して運用する分にはコストがほぼかからず、拡散力もあり、フォロワー数やインプレッション数などで効果測定もしやすい有用な広報媒体です。Facebookは30～40代、Instagramは10～20代、TikTokは10代というように、媒体ごとのユーザー層に特徴があり、ターゲットとする層に応じた選択ができるのも良いところです。総務省が行ったSNSの利用率調査結果では、2023年時点ではLINEの利用率が約94%、YouTubeの利用率が約87%と、非常に高い割合を示しており、いまやSNS広報戦略においては外せない媒体となっています。

「クリエイティブ」の観点では、大阪弁護士会のYouTubeアカウントは、当面の再生回数1000回／本、1万回／本を最終目標に始動しました。コンテンツのテーマは、報道価値(関心度×時事性)から選定します。それほどの再生回数に至らないことが多いですが、

10万回再生を超える動画も制作できたことから、平均的に再生回数を伸ばす方法を模索中です。なお、YouTubeを使った広報は、多くの弁護士会で力を入れている分野であり、広島県弁護士会では、YouTuberのプロデュース事業を行うUUUM株式会社を通じて、YouTuberと弁護士とのコラボ動画を製作したほどです。

以前、このニュースレターでも、大阪弁護士会マスコットキャラクター「リーガリュー」のことを書かせていただいたことがあります。LINEスタンプやグッズ製作にも力を入れています。いわゆる「ゆるキャラ」は、コロナ禍による活躍の場の減少から一度は人気が低迷しました。しかし、アフターコロナにおいては、仮想空間を利用して「メタバース」と「ゆるキャラ」を融合させた「ゆるバース」が開催されるようになり、さらに近年の「推し活」ブームから、関心を得られるキャラを作りファンを増やすことが有用な効果を示すようになっています。個性を生かしたオリジナルな展開ができるキャラクターマーケティング市場は、今なお汎用性が高くSNS拡散も狙いやすいといえます。

自社の広報の参考にしていただければと思います。

大阪弁護士会公式アカウント

YouTube



JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

トランプ氏が大統領に復帰。パリ協定離脱などアメリカ中心主義が気候変動に脅威を与えます。保護主義はアメリカの輸入面だけでなく穀物輸出などにも及ぶ

でしょう。食料自給率の低い日本では、環境問題がいよいよ生活防衛と直結してきます。JELFは気候変動訴訟とともに、農業問題(ソーラーシェアリングや就農支援等)に活動を広げていきます。環境団体への遺贈も含む「自分色の人生を生きるための遺言書」や「死後事務委任契約」作成のお手伝いもしております。



お知らせ

当事務所(大阪・奄美)は、1月6日(月)から平常通り業務を開始いたします。

